

「電子決済手段の発行に関する規則」等の一部改正（案）に関する意見公募手続について

## 1. 改正の趣旨

当協会では、2024年10月25日に、資金決済に関する法律第87号に規定される認定を受け、電子決済手段に関わる業務の取り扱いを開始しておりますところ、「電子決済手段の発行に関する規則」において、資金移動業者が自ら発行した電子決済手段を仲介する場合の規定を手当てする必要性がありましたことから、その旨を改定案として整えました。また、同じタイミングで施行された規則・ガイドラインにおける軽微な修正案としてまとめております。

「意見公募手続の実施に関する規則」に基づき、下記のとおり、意見公募手続を実施いたします。

## 2. 改正する規則およびガイドライン

- (1) 電子決済手段の発行に関する規則
- (2) 電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則・ガイドライン
- (3) 電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則

## 3. 添付資料

- (1) 【別紙1】新旧対照表
- (2) 【別紙2】電子決済手段の発行に関する規則・ガイドライン（改正案）
- (3) 【別紙3】電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則・ガイドライン（改正案）
- (4) 【別紙4】電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則・ガイドライン（改正案）

## 5. 提出期限

2025年5月23日（金） 15時まで

以上